

国立大学法人小樽商科大学契約事務取扱規則

(平成16年6月10日制定)

目次

- 第1章 総則（第1条、第2条）
- 第2章 競争参加者の資格（第3条－第6条）
- 第3章 一般競争契約（第7条－第21条）
- 第4章 指名競争契約（第22条－第24条）
- 第5章 随意契約（第25条－第27条）
- 第6章 随意契約の公表（第28条－第30条）
- 第7章 契約の締結（第31条－第36条）
- 第8章 契約の履行（第37条－第42条）
- 第9章 代価の収納及び支払（第43条、第44条）
- 第10章 雑則（第45条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この規則は、国立大学法人小樽商科大学（以下「本学」という。）の契約事務の取扱いに関し必要な事項を定め、適正かつ効率的な実施を図ることを目的とする。

（適用範囲）

第2条 本学が締結する売買、貸借、請負その他の契約に関する事務の取扱いについては、この規則の定めるところによる。

2 本学における契約の一般的約定事項については、別に定める工事請負契約基準、製造請負契約基準、役務提供契約基準及び物品供給契約基準によるものとする。

第2章 競争参加者の資格

（競争に参加させることができない者）

第3条 契約担当役は、国立大学法人小樽商科大学会計規程第32条に規定する契約につき、当該契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を、競争に参加させることができない。

（競争に参加させないことができる者）

第4条 契約担当役は、次の各号の一に該当すると認められる者を、その事実があった後、2年間競争に参加させないことができる。これを代理人、支配人その他使用人として使用する者についても同様とする。

- (1) 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- (2) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正な利益を得るため連合した者
- (3) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者

- (4) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - (5) 正当な理由なくして契約を履行しなかった者
 - (6) 前各号の一に該当する事実があった後、2年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- 2 契約担当役は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者を、競争に参加させないことができる。

(一般競争参加者の資格及び等級の格付け)

第5条 契約担当役は、一般競争に参加する者の資格について、物品の製造又は販売等の競争参加に係るものについては、「競争参加者の資格に関する公示」により各省各庁の全調達機関において有効な統一資格を得た者を、建設工事の競争参加に係るもの及び設計・コンサルティング業務の競争参加に係るものについては、文部科学省における「競争参加者の資格に関する公示」により一般競争参加者の資格を得た者を、それぞれ本学における一般競争参加者の資格を有する者として認めるものとする。

- 2 契約担当役は、前項に規定する以外の者で一般競争入札に参加しようとする者から、一般競争参加者の資格の審査について申請を受けたときは、統一資格及び文部科学省の定める審査に関する取扱いに準じて審査し、資格を与えるものとする。
- 3 前2項の一般競争参加者の資格（契約の種類、競争に参加できる予定価格の範囲等による等級の格付け）により、一般競争を実施する場合において、その等級の資格を有する者の競争参加が僅少であると認められるときは、当該資格の等級の1級上位若しくは2級上位、又は1級下位若しくは2級下位の資格の等級に格付けされた業者を、当該一般競争に加えることができるものとする。
- 4 指名競争の競争参加者の資格については、前3項を準用するものとする。

(指名基準)

第6条 契約担当役は、前条に規定する有資格者のうちから、競争に参加する者を指名する場合の基準は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 契約の種類により、その適正な履行を図るため、資材の搬入、竣工期限、物件の納入期限等を考慮する必要があるとき。
- (2) 特殊な工事、製造等の契約について、実績がある者に行わせる必要があるとき。
- (3) 工事、製造等の請負契約の性質上、特殊な技術、機械等を必要とするとき。
- (4) 不誠実な行為その他信用度の低下の有無を考慮する必要があるとき。
- (5) 契約の性質又は目的により指名競争に付することが有利と認められるとき。

第3章 一般競争契約

(入札の公告)

第7条 契約担当役は、入札の方法により一般競争に付そうとするときは、その入札期日の前日から起算して少なくとも10日前に掲示その他の方法により公告しなければならない。ただし、急を要する場合においては、その期間を5日までに短縮することができる。

(入札について公告する事項)

第8条 前条の規定による公告は、次の各号に掲げる事項についてするものとする。

- (1) 競争入札に付する事項

- (2) 競争に参加する者に必要な資格に関する事項
 - (3) 契約条項を示す場所
 - (4) 競争執行の場所及び日時
 - (5) 入札保証金に関する事項
 - (6) 入札方法
 - (7) その他必要な事項
- (入札の無効)

第9条 契約担当役は、第7条に規定する公告において、当該公告に示した競争に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする旨を明らかにしなければならない。

(入札保証金及びそれに代わる担保)

第10条 契約担当役は、競争入札に付そうとする場合においては、その入札に参加しようとする者の見積もる契約金額（単価による入札にあつては、見積単価に予定数量を乗じて得た金額）の100分の5以上の入札保証金を納めさせなければならない。

2 入札保証金の納付は、次の各号に掲げる担保の提供をもって代えることができる。

- (1) 国債
- (2) 地方債
- (3) 政府保証債
- (4) 小切手（契約担当役が確実と認めるものに限る。）
- (5) 郵便為替証書
- (6) 郵便振替の支払証書
- (7) その他契約担当役が確実と認める債券

(入札保証金の免除)

第11条 契約担当役は、次の各号に掲げる場合においては、前条第1項の規定にかかわらず、入札保証金の全部又は一部を免除することができる。

- (1) 一般競争に参加しようとする者が、保険会社との間に本学を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。
- (2) 第6条に規定する資格を有する者が、契約を結ばないこととなるおそれがないと認められるとき。

(入札保証金の処理)

第12条 入札保証金（その納付に代えて提供された担保を含む。）は、落札者が決定した後、納付者に返還しなければならない。ただし、落札者の納付に係るものは、契約締結後に返還するものとする。

2 落札者の納付に係る入札保証金は、前項の規定にかかわらず、その者の申し出によりこれを契約保証金に充てることができる。

3 契約担当役は、落札者の納付に係る入札保証金は、その者が契約を結ばないときは本学に帰属させるものとし、その旨を公告等によりあらかじめ明らかにしておかなければならない。

(予定価格の作成)

第13条 契約担当役は、その競争入札に付する事項の予定価格（第18条第2項の競争

にあつては、交換しようとするそれぞれの財産の価値の差額とする。)を、当該事項に関する仕様書、設計書等により定めなければならない。

- 2 前項に基づき作成した予定価格を記載した書面を封書にし、開札の際これを開札場所に置かなければならない。

(予定価格の決定方法)

第14条 予定価格は、競争入札に付する事項の価格の総額について定めなければならない。ただし、一定期間継続して行う製造、修理、加工、売買、供給、使用等の契約の場合においては、単価について定めることができる。

- 2 予定価格は、契約の目的となる物件又は役務について、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して適正に定めなければならない。

(入札書の引換え等の禁止)

第15条 契約担当役は、入札者が提出した入札書の引換え、変更又は取り消しをさせてはならない。

(開札)

第16条 契約担当役は、公告に示した競争執行の場所及び日時に、入札者を立ち会わせて開札をしなければならない。この場合において、入札者が立ち会わないときは、入札事務に関係のない職員を立ち会わせなければならない。

(再度入札)

第17条 契約担当役は、開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに再度の入札をすることができる。

- 2 前項の規定により再度の入札を行う場合は、予定価格その他の条件を変更してはならない。

(落札の方式)

第18条 契約担当役は、競争に付する場合においては、契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最高又は最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とする。ただし、本学の支出の原因となる契約のうち予定価格が1,000万円を超える工事又は製造その他についての請負契約について、相手方となるべき者の申込みの価格によっては、その者により契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあつて著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち、最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方にすることができる。

- 2 本学の所有に属する財産と本学以外の者の所有する財産との交換に関する契約については、それぞれの財産の見積価格の差額が、本学にとって最も有利な申込みをした者を契約の相手方とすることができる。

- 3 その性質又は目的から前2項の規定により難い契約については、価格及びその他の条件が本学にとって最も有利なもの(第1項ただし書きの場合にあつては、次に有利なもの)をもって申込みをした者を契約の相手方とすることができる。

(最低価格の入札者を落札者とししないことができる契約)

第19条 前条第1項ただし書きに規定する契約について、最低価格の入札者を直ちに落

札者としなないことができる場合の基準は、次の各号の一に該当する場合とする。

- (1) 工事の請負契約については、競争入札ごとに予定価格の10分の7.5から10分の9.2までの範囲内で、予定価格算出の基礎となった直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の額にそれぞれ契約担当役が定める割合を乗じて得た額の合計額を下廻る入札価格であった場合
 - (2) 製造その他の請負契約については、予定価格算出の基礎となった直接材料費及び直接労賃等を下廻る入札価格であった場合
 - (3) 前各号の規定を適用することができないものについては、競争入札ごとに、工事の請負契約の場合においては10分の7.5から10分の9.2までの範囲内で、製造その他の請負契約の場合においては2分の1から10分の8までの範囲内で契約担当役が定める割合を当該競争の予定価格に乘じて得た額を下廻る入札価格であった場合
- 2 契約担当役は、前項に該当することとなったときは、直ちに入札価格について調査しなければならない。
- 3 契約担当役は、予定価格が2億円を超える工事の請負契約について、申込に係る価格の積算内訳の直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の額のいずれかが、予定価格算出の基礎となった直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の額に契約担当役が定める割合を乗じて得たいずれかの額に満たない場合、特に重点的な調査（特別重点調査）を行うものとする。
- 4 前二項の調査については別に定める。
- 5 契約担当役は、第2項及び第3項の調査の結果、最低価格の入札者を落札者とすることが不適当であると判断した場合には、予定価格の範囲内において、次順位者を落札者とするものとする。
- (落札者の決定)

第20条 契約担当役は、落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を定めなければならない。

- 2 前項の場合において、当該入札者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員に、くじを引かせることができる。
- (再度公告入札の公告期間)

第21条 契約担当役は、入札者若しくは落札者がいない場合又は落札者が契約を結ばない場合において、さらに入札に付そうとするときは、第7条に規定する公告の期間を5日までに短縮することができる。

第4章 指名競争契約

(指名競争に付することができる場合)

第22条 契約担当役は、当該契約が次の各号の一に該当する場合は、指名競争契約に付することができる。

- (1) 契約の性質又は目的により競争に加わる者が少数で、一般競争に付する必要性がないとき。
- (2) 関係業者が通謀して、一般競争の公正な執行を妨げることとなるおそれがあるとき。
- (3) 特殊な構造の建築物等の工事若しくは製造又は特殊な品質の物件等の買入れであつて、検査が著しく困難であるとき。

(4) 契約上の義務違反があった場合に、本学の事業に著しく支障を来たすおそれがあるとき。

(5) 前各号に規定するもののほか、業務運営上特に必要があるとき。

(競争参加者の指名)

第23条 契約担当役は、指名競争に付するときは、第5条の資格を有する者のうちから、第6条の基準により競争に参加する者を、なるべく10人以上指名しなければならない。

(一般競争に関する規定の準用)

第24条 前章の規定は、指名競争の場合に準用する。

第5章 随意契約

(随意契約に付することができる場合)

第25条 契約担当役は、当該契約が次の各号の一に該当する場合は、随意契約に付することができる。

(1) 契約の性質又は目的が競争を許さず、その理由が次に掲げる一に該当する場合

イ 本学の行為を秘密にする必要があるとき。

ロ 国、地方公共団体その他の公益法人等と契約するとき。

ハ 運送又は保管をさせるとき。

ニ 外国で契約するとき。

ホ 特定の販売業者以外では販売することができない物件を買い入れるとき。

ヘ その他特定の者以外では契約の目的を達成することができないとき。

ト 慈善のため設立した救済施設から直接に物件を買い入れ若しくは借り入れ又は慈善のため設立した救済施設から役務の提供を受けるとき。

(2) 天災地変その他非常事態の発生により、競争に付することができない場合

(3) 競争に付することが不利と認められ、その理由が次に掲げる一に該当する場合

イ 現に契約履行中の工事、製造又は物品の買入に直接関連する契約を、現に履行中の契約者以外の者に履行させることが不利であるとき。

ロ 随意契約にすると時価に比べて著しく有利な価格をもって契約することができる見込みがあるとき。

ハ 買入れを必要とする物品が多量であつて、分割して買入れなければ売り惜しみその他の理由により価格を騰貴させるおそれがあるとき。

ニ 急速に契約しなければ、契約する機会を失い又は著しく不利な価格をもって契約をしなければならないこととなるおそれがあるとき。

(4) 予定価格が次に掲げる基準額の範囲内である場合

イ 工事又は製造の請負契約で予定価格が500万円を超えないとき。

ロ 上記以外の契約で予定価格が300万円を超えないとき。

(5) 前各号に規定するもののほか業務運営上特に必要がある場合

2 契約担当役は、競争に付しても入札者がいないとき又は再度の入札をしても落札者がいないときは、随意契約にすることができる。この場合においては、契約保証金及び履行期限を除くほか、最初の競争に付するときに定めた、予定価格その他の条件を変更することができない。

3 契約担当役は、落札者が契約を結ばないときは、その落札金額の制限内で随意契約に

ることができる。この場合においては、履行期限を除くほか、最初の競争に付するときに定めた条件を変更することができない。

(随意契約による予定価格等)

第26条 契約担当役は、随意契約をしようとするときは、あらかじめ第13条の規定に準じて、予定価格を定めなければならない。ただし、次の各号の一に該当する場合は、書面による予定価格の積算を省略することができる。

(1) 法令に基づいて取引価格又は料金が定められていること、その他特別の事由があることにより、特定の取引価格又は料金によらなければ契約することが不可能又は著しく困難であると認められるとき。

(2) 予定価格が300万円を超えない契約をするとき。

(見積書の徴取)

第27条 契約担当役は、随意契約にしようとするときは、なるべく二人以上の者から見積書を徴取しなければならない。

第6章 随意契約の公表

(公表の対象とする随意契約)

第28条 公表の対象とする随意契約は、第25条第1項の規定により締結された随意契約のうち、本学の支出の原因となる契約であって、契約金額が同条同項第4号に規定する基準額以上のもの（以下「公表対象契約」という。）とする。ただし、同条同項第1号のイの規定に基づく随意契約及び国立大学法人小樽商科大学政府調達事務取扱規則第14条の規定に基づく随意契約は除く。

(公表の時期及び方法)

第29条 公表対象契約については、随意契約を締結した日の翌日から起算して60日以内に本学のホームページに掲載する方法により公表するものとする。

2 公表期間は、随意契約を締結した日の翌日から起算して1年が経過する日までとする。

(公表の内容)

第30条 前条の公表において、公表対象契約に関しては、次の各号に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 随意契約に係る工事又は物品等の名称及び数量
- (2) 随意契約を締結した日
- (3) 随意契約の相手方の氏名及び住所
- (4) 随意契約に係る契約金額
- (5) 随意契約によることとした理由
- (6) その他必要な事項

第7章 契約の締結

(契約書の作成)

第31条 契約担当役は、競争により落札者を決定したとき又は随意契約により契約の相手方を決定したときは、次の各号に掲げる事項を記載した契約書を作成しなければならない。ただし、契約の性質又は目的により該当のない事項は、除くものとする。

- (1) 契約の目的
- (2) 契約金額

- (3) 履行期限
- (4) 契約保証金
- (5) 契約の履行場所
- (6) 契約代金の支払又は受領の時期及び方法
- (7) 監督及び検査
- (8) 履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金
- (9) 危険負担
- (10) 瑕疵担保責任
- (11) 契約に関する紛争の解決方法
- (12) その他必要な事項

2 前項の規定により契約書を作成する場合においては、契約担当役が契約の相手方とともに記名押印しなければ、当該契約は確定しないものとする。

(契約書の省略)

第32条 契約担当役は、前条の規定にかかわらず次の各号の一に該当する場合においては、契約書の作成を省略することができる。

- (1) 契約金額が300万円を超えない契約をするとき。
- (2) 競り売りに付するとき。
- (3) 物件の売払いの場合において、買受人が代金を即納してその物件を引き取るとき。
- (4) 前各号に掲げる場合のほか、随意契約による場合において、契約担当役が契約書を作成する必要があると認めるとき。

(請書等の徴取)

第33条 契約担当役は、前条の規定により契約書の作成を省略する場合において、物品の単価契約又は継続的な履行を求める役務契約等、契約の適正な履行を確保するため請書、その他これに準ずる書面を徴するものとする。

(契約保証金及びそれに代わる担保)

第34条 契約担当役は、本学と契約を締結しようとする者から、契約金額（単価による契約にあっては、契約単価に予定数量を乗じて得た金額）の100分の10以上の契約保証金を納めさせなければならない。

2 契約保証金の納付に代えて担保を提供させる場合は、第10条第2項の規定を準用する。

3 前項に規定する担保に加え、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社の保証をもって、契約保証金の納付に代えることができるものとする。

(契約保証金の免除)

第35条 契約担当役は、次の各号に掲げる場合においては、前条第1項の規定にかかわらず、契約保証金の全部又は一部を免除することができる。

- (1) 契約の相手方が、保険会社との間に本学を被保険者とする履行保証保険契約を結んでいるとき。
- (2) 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他契約担当役が指定する金融機関と工事履行保証契約を結んでいるとき。

(3) 第5条に規定する資格を有する者による一般競争若しくは指名競争に付した場合、又は随意契約による場合において、その必要がないと認められるとき。

(契約保証金の処理)

第36条 契約保証金（その納付に代えて提供された担保を含む。）は、契約履行後に返還するものとする。

2 契約担当役は、前項の規定にかかわらず、これを納付した者が、その契約上の義務を履行しないときは、本学に帰属させるものとし、その旨を公告等によりあらかじめ明らかにしておかなければならない。ただし、損害の賠償又は違約金について契約で別段の定めをしたときは、その定めたところによるものとする。

第8章 契約の履行

(監督の方法)

第37条 契約担当役は、工事又は製造その他についての請負契約の適正な履行を確保するため必要な監督（以下「監督」という。）を、立会い、指示その他の適切な方法によって行うものとする。

(検査の方法)

第38条 契約担当役は、工事若しくは製造その他についての請負契約又は物件の買入れその他の契約についての給付の完了の確認（給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合において行う工事若しくは製造その他についての請負契約に係る既済部分又は物件の既納部分の確認を含む。）をするため必要な検査（以下「検査」という。）を、契約書、仕様書、及び設計書その他の関係書類に基づいて行うものとする。

(監督及び検査の委託)

第39条 契約担当役は、特に専門的な知識又は技能を必要とする等の理由により、監督又は検査を行うことが困難な場合には、本学の職員以外の者に委託して、監督又は検査を行わせることができる。

(検査の時期)

第40条 第38条の規定により検査を行う時期は、契約の相手方から給付完了の旨の通知を受けた日から14日以内の日とする。

2 契約担当役は、前項の検査において、その給付の内容の全部又は一部が契約に違反し、又は不当であることを発見したときは、その是正又は改善を求めることができる。この場合における検査は、契約の相手方から、是正若しくは改善した給付を完了した旨の通知を受けた日から、前項に定める日までに行うものとする。

(検査調書の作成)

第41条 契約担当役又は検査を委託された者は、検査を完了した場合においては、検査調書を作成しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、契約金額が300万円を超えない契約に係るもの（給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合において行うものを除く。）の場合には、検査調書の作成を省略することができる。ただし、検査を行った結果、その給付が当該契約の内容に適合しないものであるときは、この限りではない。

(兼職の禁止)

第42条 監督の職務を行う者は、特別の必要がある場合を除き検査の職務を行う者と兼

ねることができない。

第9章 代価の収納及び支払

(代価の収納)

第43条 契約担当役は、物件を貸し付け、使用させ、譲渡し又は交換する場合に徴収すべき代価がある場合は、その代価を前納させなければならない。ただし、官公署、特殊法人、公益法人及び独立行政法人に貸付等をする場合は、その代価を後納又は分納させることができる。

(代価の支払)

第44条 契約担当役は、契約の相手方から適正な請求書を受理した日の翌月末日までに支払うことを約定しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、契約の性質上この期間内に代価を支払うことが不相当と認められるときは、別に支払期間を約定することができる。

第10章 雑則

(雑則)

第45条 この規則に定めのないものについては、別に定める。

附 則

この規則は、平成16年6月10日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成17年3月31日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年9月11日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成21年1月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成24年9月3日から施行する。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定が効力を生ずる日から施行する。

附 則

この規則は、令和元年12月11日から施行する。